監察の指示	警察法第十二条の二に規定する事務に関する行政文書	五年	
決定、申合せ等	公安委員会の運営に関する定めその他公安委員会の委員長又は委員の作成に係る公安委員会の意思決定に関する文書	三十年	
意見、要望等	公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛ての意見、要望等及びその処理に関する行政文書	当該意見又は要望等の処理後一年	
文書管理に関する事項	文書管理	行政文書ファイル管理簿	無期限
		移管・廃棄簿	三十年

別表第二（第十二条関係）

事項	業務	保存期間満了後の措置
公安委員会の決定又は了解及びその経緯	会議	移管
	監察の指示	移管
	決定、申合せ等	移管（公安委員会の運営に係る行政文書ファイル等で、その内容に重要性がないと認められるものにあっては廃棄）
	意見、要望等	廃棄
文書管理に関する事項	文書管理	廃棄

告示

○内閣府告示第十八号

大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第三条第一項の規定に基づき、地震防災対策強化地域を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

なお、東海地震に係る地震防災対策強化地域を指定した件（平成二十二年四月一日内閣府告示第十六号）は、廃止する。

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

東海地震に係る地震防災対策強化地域

都県名	区域
東京都	新島村、神津島村及び三宅村の区域
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡の区域
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡下條村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡大鹿村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全域
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、愛知郡、海部郡、知多郡、額田郡、北設楽郡設楽町及び同郡東栄町の区域
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、桑名郡、度会郡大紀町、同郡南伊勢町及び北牟婁郡の区域

備考　この表に掲げる区域は、平成二十三年四月一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

○内閣府告示第十九号

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

なお、東南海・南海地震防災対策推進地域を指定した件（平成二十二年四月一日内閣府告示第十七号）は、廃止する。

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

東南海・南海地震防災対策推進地域

都府県名	区域
東京都	八丈町及び小笠原村の区域
長野県	諏訪市の区域
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡の区域
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、賀茂郡南伊豆町、榛原郡吉田町及び周智郡の区域
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡、知多郡及び額田郡の区域
三重県	全域
滋賀県	彦根市、長浜市、近江八幡市、甲賀市、野洲市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡及び犬上郡の区域
京都府	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡の区域